

今後の職業訓練のあり方に関する意見

平成20年12月12日
全国中小企業団体中央会

現在、独立行政法人雇用・能力開発機構の存廃問題について、本年中に政府としての結論が出されることとされている。

この雇用・能力開発機構の存廃の議論は、単に一独立行政法人のあり方にとどまらず、同機構の職業訓練機能の都道府県や民間への移管の是非など、我が国の今後の職業訓練のあり方を決定づけるような極めて重要な議論となっている。

私ども中小企業は、同機構が行っている職業訓練が事業主のみが負担する雇用保険二事業によって運営され、また、同機構が行う職業訓練を通じて従業員の能力向上や人材の供給を受けていることから、結論如何によっては直接大きな影響を受ける立場にあり、この議論の行方に重大な関心を持っている。

そこで、今後の職業訓練のあり方について、資金の主な拠出者及び利用者（受益者）としての視点から、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 議論の前提

- 雇用・能力開発機構については、私ども中央会も事業の無駄を排除し、運営の効率化を図り、中小企業のニーズに即した職業訓練が行われるよう、徹底的な見直しを行うことが必要であると考えます。
- 行政の減量・効率化が重要なことは認識しているが、ただし、今回議論されている同機構の職業訓練機能の都道府県への移管が、行政の減量・効率化にどうつながるのか大いに疑問である。
- 同機構が行う職業訓練は、その経費の98%（平成19年度実績で678億円）が事業主の雇用保険料のみを原資とする「雇用保険二事業」からの拠出で賄われており（残り2%は、競争入札による国庫からの日本版デュアルシステム委託費約12億円）、労働者の拠出する保険料は全く含まれておらず、国の税金もほとんど投入されていない。したがって、無駄は排除されなければならないが、同機構の職業訓練機能を都道府県や民間に移管したとしても、行政の減量・効率化にはほとんど寄与しないと思われる。

2. 我が国が直面している課題

- 我が国においては、一段と激しさを増す国際競争の中で、生き残りをかけ、競争力を強化するため、国家戦略としての人材の育成強化が喫緊の課題となっている。
- とりわけ、地域産業・中小企業においては、ものづくり産業等の基盤を支える若年技能者等の不足が顕著となっており、地域経済活性化や企業の競争力強化のため、若年技能者等の育成・確保や、企業の有する技術・技能の継承が急務となっている。
- さらに、雇用情勢が極度に悪化する中で、深刻な社会問題となっている若年失業者や年長フリーターをはじめ、高齢者・障害者等の就職困難者の就業に必要な職業能力を身につけるためのセーフティネットとしての職業訓練は、ますます重要性を増している。

3. 職業訓練に対する中小企業の評価

- こうした中で、国は、同機構が地域に設置している「職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）」を通じて、失業者の早期就職を促進するための雇用のセーフティネットとしての「離職者訓練」及び、自ら職業訓練の実施が困難な中小企業に対し、民間では実施していないものづくり系分野を中心とした「在職者訓練」を実施し、また、「職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）」を通じて、地域産業を支える高度な技能者を養成する「ものづくり訓練」を実施している。
- これらの訓練はいずれも、若年者や高齢者等の雇用や、地域産業・中小企業の発展に重要な役割を果たしている。
- 現に、「職業能力開発促進センター」では、離職者訓練の就職率は82%と高い水準にあり、その就職者の77%が中小企業に就職している。また、在職者訓練の受講者の66%が中小企業の従業員である。このように、地域に密着した職業訓練が行われており、中小企業の人材の育成・供給に大きく貢献している。
- また、「職業能力開発大学校・短期大学校」のものづくり訓練では、訓練生の就職率は98%と極めて高く、その就職者の77%が中小企業に就職しており、ものづくりを担う中核的な実践技能者の地元への供給源として重要な役割を果たしている。

4. 職業訓練を都道府県に移管する場合のメリット、デメリット

- このような職業訓練を都道府県に移管した場合には、地域の特性やニーズが反映できるといったメリットもある反面、多くのデメリットがあり、マイナス効果の方が大きい。
- すなわち、職業訓練が都道府県を中心に実施される結果、全国ネットワーク網の

維持が難しくなり、地域によって訓練の水準や実施頻度に大きな差が生じるばかりでなく、緊急時における特定の地域への集中的な支援が困難となる。

- また、事業が各都道府県に拡散されることにより、スケールメリットが失われ、事業の効率化どころか、結果としてコスト増を招くことになりかねない。
- その上、都道府県の多くが財政力に差があり、実施体制も異なる現状においては、受入れが困難、早期受入れができない、受け入れても十分な対応ができない、といったところも多いと考えられ、事実、職業訓練の縮小化を図るところも少なくない。このような中で、地域の実態を無視して無理に移管しようとするれば、これまで積み上げてきた我が国の職業訓練のシステムそのものが崩壊しかねない。
- さらに、経済情勢や雇用情勢が危機的な状況にあるこの時期に、雇用のセーフティネット機能に空白を生じることが許されず、移管問題による職業訓練機能の低下・中断は、なんとしても避けねばならない。

5. 職業訓練に対する本会の考え方

- 全国をカバーする雇用のセーフティネット機能や、高度な機械・設備・ノウハウによって全国的に訓練の質を維持・保証する必要がある在職者訓練やものづくり訓練は、全国どの地域においても一定のレベルを維持し、安定的・持続的に実施されることが極めて重要であり、これを担保することが生命線となっている。
- このため、雇用や産業を支える職業訓練は、雇用政策に中小企業政策の視点を盛り込むことが重要であり、国の確固とした戦略の下に、地域の特性や中小企業のニーズを反映しつつ、国の責任において実施されなければならないものとする。

6. 要望

- 地方の中小企業や地元自治体等からは、国の責任で地域の職業訓練機能を存続して欲しいとの多くの要望が寄せられている。政府におかれては、こうした中小企業等の切実な要望を考慮され、現在国が地域において実施している職業訓練は、今後とも国の責任において推進するとともに、経済情勢や雇用情勢が悪化している重要な時期においては、更なる充実強化を図っていただくよう強く要望する。
- また、実際に職業訓練を運営する組織については、新しい時代の要請に即した人材の供給ができるような組織体を実現すべきであり、その運営に当たっては、資金の拠出者であり、ユーザーでもある我々中小企業関係者が直接参画する「運営企画・評価委員会」（仮称）を設置することにより、中小企業の意見やニーズを的確に反映できる新たな仕組みを創設していただくよう強く要望する。

以上